

## 海外におけるリユースびんの動向（既往研究調査の整理）

本資料は、海外におけるリユースびんの動向についての調査・研究結果を元に、国別に整理したものである。詳細な内容については、引用元を参照。

<整理の対象とした調査・研究、及びその引用元一覧>

- ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会  
・「ペットボトルリユース実証実験結果の取りまとめ（平成 21 年 7 月）」  
(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11451>)
- ※ドイツについての現地調査の結果
- 「経済的インセンティブ付与型回収制度の概念の再構築 ～デポジット制度の調査と回収ポイント制度の検討から～」国立環境研究所研究報告 第 205 号（平成 22 年 10 月）  
(<http://www.nies.go.jp/kanko/kenkyu/setsumei/r-205-2010.html>)
- ※ドイツ、スウェーデンの調査の結果

### (1) ドイツ

#### 1) ワンウェイ容器への強制デポジット制度<sup>1</sup>

2003 年に、ドイツ政府は、ワンウェイ容器への強制デポジット（25 セント）を導入した（リターナブル容器には自主的に 8～15 セントのデポジットが実施されている。）。

この政策的目的としては、優先順位の高い順から、①リターナブル容器の促進、②ワンウェイ容器の回収促進、③容器の散乱防止の 3 つがあげられる。ただし、強制デポジットの発動にも関わらず、ソフトドリンク市場においては、ワンウェイペットボトル入り飲料を非常に安い価格で大量に販売する「ディスカウンター」の販売量の増加により、リターナブル容器の比率は下がってきている（54.5%(2003 年) → 29.8%(2007 年)）。内訳としては、リターナブルペットボトルが減少傾向（18.8%(2003 年)→14.5%(2007 年)）、リターナブルガラスびんが大きく減少している（35.7%(2003 年)→15.3%(2007 年)）。

一方、ビールについては、「ビールはガラスびんで飲むもの」というドイツ消費者の強固な意識（文化）の下、引き続きリターナブルガラスびんが 9 割近くという非常に高いシェアを占めている。

<sup>1</sup> 「ペットボトルリユース実証実験結果の取りまとめ（平成 21 年 7 月）」より

図表 1 リターナブル飲料容器の比率

	1991	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006
全飲料	71.7	72.3	65.0	56.2	63.6	60.3	56.0	50.5
水	93.3	89.0	81.0	68.3	<b>73.0</b>	<b>67.6</b>	<b>60.9</b>	<b>52.6</b>
炭酸飲料	73.7	75.3	67.0	54.0	<b>65.4</b>	<b>62.2</b>	<b>54.4</b>	<b>47.5</b>
ビール	82.2	79.1	72.8	68.0	<b>89.2</b>	<b>87.8</b>	<b>88.5</b>	<b>86.9</b>
非炭酸清涼飲料	34.6	38.2	33.6	29.2	24.0	20.6	17.1	14.0
ワイン	28.6	30.4	25.0	25.3	24.6	20.0	19.0	17.5
全飲料	71.7	72.3	65.0	56.2	63.6	60.3	56.0	50.5

※容器市場調査社(Gesellschaft fürverpackungsmarktforschung mbH)による

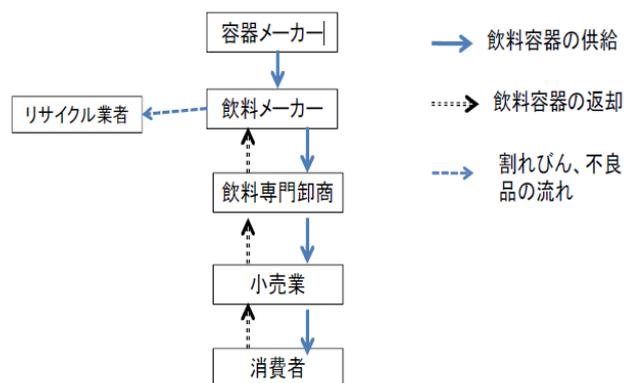
※2003年にワンウェイ容器に強制デポジットを導入、2006年に対象拡大。太字は、ワンウェイ容器が強制デポジットの対象となっている飲料（ただし非炭酸清涼飲料のうち果汁は非対象）

## 2) リターナブル飲料容器の自主的デポジット制度<sup>2</sup>

ドイツにおけるリターナブル飲料容器への自主的デポジット制度について、対象物は Mehrweg マークが付されたリターナブルガラスびんとリターナブル PET ボトルである。ガラスびんは 50 回のリユースに耐えられるように設計がされているが、PET ボトルはそこまではリユースはできない。リユースできないガラスびんと PET ボトルはリサイクルされる。デポジット額とリファンド額は同一であるが、ビールと他の飲料種とでは異なる額が設定されており、ビールが 0.08 ユーロ（約 11 円）、他は 0.15 ユーロ（約 20 円）である。いずれもワンウェイ容器の強制デポジット制度より低い額となっている。

リターナブル容器の取り扱いの効率性を高めるために通い箱が利用されている。これは損傷防止にも役立つ。モノの流れの方式は逆流通（U ターン）方式である。回収率の公式データは存在しないが、90%以上と推察されている。

図表 2 ドイツのリターナブル飲料容器の自主的デポジット制度の概要図



<sup>2</sup> 「経済的インセンティブ付与型回収制度の概念の再構築 ～デポジット制度の調査と回収ポイント制度の検討から～」国立環境研究所研究報告（p58）より、ガラスびんに関する記述を引用

## (2) スウェーデン<sup>3</sup>

ガラスびんのデポジット制度はスウェーデン国内の飲料メーカーにより自主的に開始された。包装材に対する生産者責任に関する法令(SFS 1997:185) が導入された際、スウェーデンで導入されたビールとソフトドリンク用のリターナブルガラスびんに、95%というリユース義務率が課された。この義務率は、2004年にその他の包装材の義務率を改正する際に併せて改正され、SFS 2004: 558 にみられるとおり、2004年の改正では、飲料のみならず食品等、ガラス容器一般の目標値として70%となり、それが現行法(SFS 2006:1273)でも維持されている。

### 1) 対象物

飲料メーカーの運営しているデポジット制度では以下の製品が対象となっている。

- ・ビール及びソフトドリンク用の330mL、500mLサイズのガラス瓶

スウェーデンではかつて、飲料メーカーの運営しているビール、ソフトドリンク用のリターナブル容器とは別途に、ワインやリキュール用のガラスびんを対象としたデポジット制度も存在したが、これは1990年末期に廃止されている。制度廃止の主な理由は、スウェーデンのEU加盟により多種類のガラスびんが市場に導入されたことである。

図表 3 スウェーデンにおけるリターナブルのガラスびんのデポジット額

対象物	デポジット額
330mL サイズのガラスびん	0.6 (7)
500mL サイズのガラスびん	0.9 (11)
330mL サイズのガラスびんのケース	22.4 (278)
500mL サイズのガラスびんのケース	28 (347)

※単位：スウェーデンクローネ、カッコ内は日本円

### 2) 販売・回収実績

ガラスびんには単独の法定義務率がなくなったこともあり、2005年以降のガラスびんの回収・リユース率のデータはない。しかしながら、ガラスびんの回収・リユース率は98%以上と非常に高いことがわかる。

図表 4 スウェーデンにおけるリターナブルガラスびんの市場販売量及びデポジット制度による回収・リユース量の推移 (1999～2004年)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004
市場販売量 (トン)	304,832	289,006	282,724	253,078	218,152	189,365
回収・リユース量 (トン)	300,569	286,490	279,922	250,151	217,712	188,009
推定回収・リユース率 (%)	99	99	99	99	100	99

出典: Svenska Bryggareföreningen AB (Naturvårdsverket (2006)が引用)

(以上)

<sup>3</sup> 「経済的インセンティブ付与型回収制度の概念の再構築 ～デポジット制度の調査と回収ポイント制度の検討から～」国立環境研究所研究報告 (p38～46) より、ガラスびんに関する記述を引用